

# 敦賀市立粟野小学校 いじめ防止基本方針案

平成 26 年	4月	1日	策定
平成 29 年	9月	4日	改訂
平成 30 年	4月	1日	改訂
平成 31 年	2月	18日	改訂
令和 元年	5月	15日	改訂
令和 2年	4月	1日	改訂
令和 4年	4月	1日	改訂
令和 6年	4月	1日	改訂
令和 7年	4月	1日	改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるよう努めます。また、いじめられた児童の安全を最優先に確保し、いじめられた児童を徹底的に守り抜きます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

冒頭にかかげた前文は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めるこことにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

##### ○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

##### ○人権教育の推進

人権教育を年間計画に従って計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

##### ○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、校外学習等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

##### ○道徳教育の推進

教科書、福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

#### (2) 学級風土・学校風土づくりの強化

##### ○「学校いじめ防止基本方針」の周知

児童及び保護者等が理解を深める機会（全校集会、保護者懇談会等での説明）を設定し、学校ホームページ等を通じた地域への公開を行います。

##### ○「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」の推進

学校経営方針へ「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」について明確に位置付け推進します。

##### ○全ての児童を対象とした発達支持的生徒指導(※1)の推進

児童会等による児童生徒の自治的活動を推進し、教職員が立場の弱い子や困っている子に対応する模範を示しつつ、児童間で問題を解決しようとする支え合い活動を推進します。

##### ○相談先の情報提供

児童がいつでも誰にでも相談できる体制を構築します。また、電話やSNS等により相談できる窓口を具体的に提示し周知します。

##### ○児童の心の状態を把握するための工夫

毎日、健康観察や端末を活用した心のアンケートを行います。気がかりなことについて早急に「ケース会議」を実施し職員で共有します。

## ○外部機関との連携強化

「ケース会議」においては、医療・福祉等の外部機関と連携し、専門家・外部有識者を交えながら実施します。また、敦賀市教育委員会による「対応支援チーム」のサポートをうけながら、リモートや対面などのスタイルを活用し、外部機関との連携を強化します。

## (3) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止に関する取組等を評価項目に位置付け、学校のいじめ問題への取組を評価し、その結果を指導の改善に活かします。

○いじめを防止する取組を進めるため、以下の項目で学校評価を行います。

### 【教職員】

- ・学級での話し合い活動や自治的活動を土台として認め合い高め合い支え合う仲間づくり、いじめを許さない学級集団を作るよう心がけている。
- ・定期的なアンケート、計画的かつ時に応じた面談、スクールカウンセラーの活用により、いじめ等学校生活での問題を早期に把握し解消するよう努めている。

### 【保護者】

- ・お子さんは学校であったことや悩み事を話してくれる。
- ・先生はお子さんのことを理解してくれている。
- ・保護者からの連絡・相談に対し、学校は適切に対応している。

### 【児童】

- ・学校生活は楽しいですか。
- ・友だちを大切にし、仲良くしていますか。
- ・先生に何でも相談していますか。
- ・学校であったことを、家で話しますか。

## (4) いじめの未然防止

### ○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について指導の方策を協議し、具体的な活動を計画・実践します。

### ○全ての児童を対象とした課題予防的生徒指導(※2)の推進

いじめの被害者、加害者、観衆、傍観者という構図からの脱却を図る授業を実施します。道徳・人権教育の推進、S O S の出し方に関する教育を実施します。

また、外部専門家によるいじめ予防授業を推進します。

### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

### ○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

### ○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

### ○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

### ○インターネットやSNS等に関する指導

校区小学校と連携してネット利用のルールをつくり、インターネットやSNS等の利用や情報モラルについての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

### ○配慮が必要な児童に応じた適切な支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

### ○教職員の指導力向上を目的とする研修の実施

「先生のためのワークブック」等を活用し、いじめに対する理解を深め、対応力を強化する研修を定期的に実施します。また、管理職を対象とした、組織的対応力と指導力向上を目的とした研修への参加、生徒指導主事、教育相談担当等を対象とした事例検討会に参加します。

## (5) いじめの早期発見

### ○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

### ○自己チェック（1日の振り返りや日記帳、連絡帳）の活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○アンケートの実施

毎月1回以上、定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。結果を集計し、教職員全員で共有すると共に、いじめ対策委員会で傾向に応じた対策を立てます。

#### ○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を設定し、事前アンケートや面談を通して学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

#### ○組織対応力の強化

いじめに係る情報を全教職員で共有し、全教職員で観察・対応を行います。また、その各種調査・対応記録等を全教職員で共有し5年間保存します。また、作成した議事録も全教職員で共有し5年間保存します。

#### ○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

### (6) いじめ事案への対処（事案対処）

#### ○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有し、組織的な対応を行うため「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

#### ○いじめを受けた児童への支援

いじめを受けたあるいは報告した児童の精神的ケアを行い、安全を確保します。また、児童の状況に応じた学習体制を整備します。そして、家族が相談できる窓口の提供を行います。

- ・スクールカウンセラーによるアセスメント（心理状態の観察、その他の分析等）とカウンセリングの機会の提供をします。
- ・安心・安全を感じられる環境を確保します。
- ・心の回復の段階に合わせた支援を実施します。（必要に応じた医療機関との連携）
- ・タブレット端末を活用したオンライン授業や学習アプリによる学習機会を提供します。

- ・安心・安全を感じられる環境下での学習支援を行います。
- ・家族相談窓口として、スクールカウンセラーや敦賀市ハートフル・スクールの専任カウンセラーによる相談の機会を確保します。

#### ○いじめをおこなった児童への対応

いじめ行った児童に対しては、個別の指導や支援を行います。また、法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて、法第25条の適用、第26条の要請を検討します。

- ・事案に関する事実確認を徹底します。
- ・教員、スクールカウンセラーによる継続的な面談を実施します。
- ・保護者との面談を実施する等、家庭との連携を強化します。
- ・個や事案に応じた育成プランによる支援を継続的に実施します。

#### ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の対応支援チーム、外部専門家、警察や市子育て政策課、児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

### (7) いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、被害児童本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童については、日常的に注意深く観察します。

#### (8) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

#### (9) 学校いじめ防止基本方針

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関わる項目をスクール・プラン、学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組みの改善に努めます。

### 4 いじめの防止等のための組織

＜主な活動や取組＞

○いじめ相談・通報の窓口になります。

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行います。

○いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

（活動）

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な

### 活動の計画、実践、振り返り

- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」に関する協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存期間は5年
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ及び学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・「学校いじめ防止基本方針」の共有と恒常的見直し

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や、警察および児童相談所などとの連携

### ※1 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。(令和4年12月 文部科学省「生徒指導提要」より)

### ※2 課題予防的生徒指導

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題（いじめや自殺予防、非行等）の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラム。

(令和4年12月 文部科学省「生徒指導提要」より)

### ※3 メンバー構成と役割→「学校いじめ対策組織(資料4の3)」 文部科学省 (次ページ)

(3) 組織におけるメンバー構成・役割及び組織図 【様式2・3】 【様式2】

構成員	役 割
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針を提示し組織が機能するようリーダーシップを発揮</li> <li>・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成</li> <li>・学校通信や学校のWebページ等で、学校のいじめ防止等に取組について情報発信</li> </ul>
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理</li> </ul>
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解</li> <li>・いじめ問題に関する情報収集と記録・関係機関との連携・調整・ケース会議等の実施</li> </ul>
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談実施状況の報告</li> <li>・気になる児童への対応の提案</li> <li>・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室における相談状況等の報告</li> <li>・保健室の活用についての提案</li> </ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告</li> <li>・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告</li> </ul>
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント</li> </ul>
スクールソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を抱えた児童に対し、当該児童が置かれた環境への働きかけ</li> <li>・関係機関とのネットワークを強化・活用し、多様な支援方法を用いた課題解決へのコーディネート</li> </ul>

## 敦賀市立粟野小学校

## いじめ対策委員会（常設）

校長

教頭

連絡：

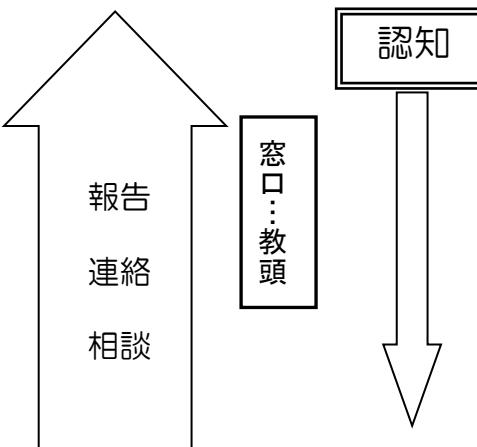
教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 教育相談担当他、SC、SSW

いじめの情報

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
  - ・いじめの情報の迅速な共有
  - ・関係のある児童への事実関係の聴取
  - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ

関係教職員
 

- ・教科担任
- ・学校支援員



外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・対応支援チーム

関係機関

- ・教育委員会
- ・PTA
- ・警察
- ・市児童家庭課
- ・児童相談所
- ・地方法務局
- ・医療機関
- ・民生児童委員 等

## いじめ対応サポート班（特設）

生徒指導主事

学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
- ※必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

## 5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】 [4~6月]

敦賀市立栗野小学校 【様式4】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	入学式(1年) ・保護者への啓発					
	職員会議 ・年間計画周知	いじめの自己チェック 学級ごと通年で					
	いじめ対応サポート班 ・起きた時に即対応	1年 交通安全教室				縦割り活動計画 ・リーダー育成	
5 月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査結果をもとに、定期的に状況を把握	1~6年 一年生を迎える会					
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書教育	アンケート調査(児童)					
		国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂に係わる留意事項の周知徹底					
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	縦割り班会議 ・自主的な活動 ・絆づくり					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ユニバーサルデザインを意識した授業づくり	3年 自転車教室					
		体育大会 ・絆を強める ・種目練習					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ユニバーサルデザインを意識した授業づくり	縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
		アンケート調査(児童・保護者)					
		教育相談週間					
		オープンスクール ・子どもの居場所、絆づくりを意識した授業を公開					

〔7～9月〕

## 敦賀市立粟野小学校 【様式4】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	<b>いじめ対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に状況を把握</li> <li>夏季休業前指導</li> </ul> <b>教育懇談会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報や意見収集</li> </ul>			<b>3年 ひまわり教室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>万引き等</li> </ul>		<b>5年 宿泊学習</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な計画や運営</li> </ul>	
							<b>6年 ひまわり教室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>S N S 関連</li> </ul>
							<b>アンケート調査（児童）</b>
				<b>地区集会</b>	・情報収集	・夏季休業前指導	
8 月	<b>いじめ対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの分析をもとにした振り返り</li> </ul> <b>職員会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点事項確認</li> </ul>						<b>家庭での読書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>親子読書等</li> </ul>
							<b>アンケート調査</b>
							・夏季休業中の事件・事故の調査
9 月	<b>いじめ対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に状況を把握</li> </ul> <b>授業研究</b>						<b>公開授業</b>
							<b>校外学習</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>リーダー育成</li> <li>絆づくり</li> </ul>

〔10～12月〕

## 敦賀市立粟野小学校 【様式4】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>いじめ対策委員会</b>            • 定期的に状況を把握         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>成績報告会</b>            • 情報や意見収集         </div>						
11 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>いじめ対策委員会</b>            • 定期的に状況を把握         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>縦割り遊び</b>            • 自主的な活動            • 絆づくり         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>アンケート調査（児童・保護者）</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>校外学習</b>            • リーダー育成            • 絆づくり         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>オープンスクール</b>            • 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業を公開         </div>						
12 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>いじめ対策委員会</b>            • 定期的に状況を把握            • 冬季休業前指導         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>教育懇談会</b>            • 情報や意見収集         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>アンケート調査（児童）</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>人権週間</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>教育相談週間</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>地区集会</b>            • 情報収集            • 冬季休業前指導         </div>						

〔1～3月〕

敦賀市立粟野小学校 【様式4】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           いじめ対策委員会            • 定期的に状況を把握         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           授業研究         </div>						
		公開授業					
2 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           いじめ対策委員会            • 定期的に状況を把握         </div>	アンケート調査（児童）					
		6年生を送る会 • 感謝の心      • 次学年への自覚					
3 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           いじめ対策委員会            • 年度の振り返り            • 新年度に向けて            計画の見直し         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           職員会議            • 課題確認            • 計画確認         </div>	アンケート調査（児童）					
		アンケート調査（児童）					
		地区集会      • 情報収集      • 学年末休業前指導					